

■スリランカ第4回本邦研修をオンラインで実施しました。(令和3年12月20日から同月22日)

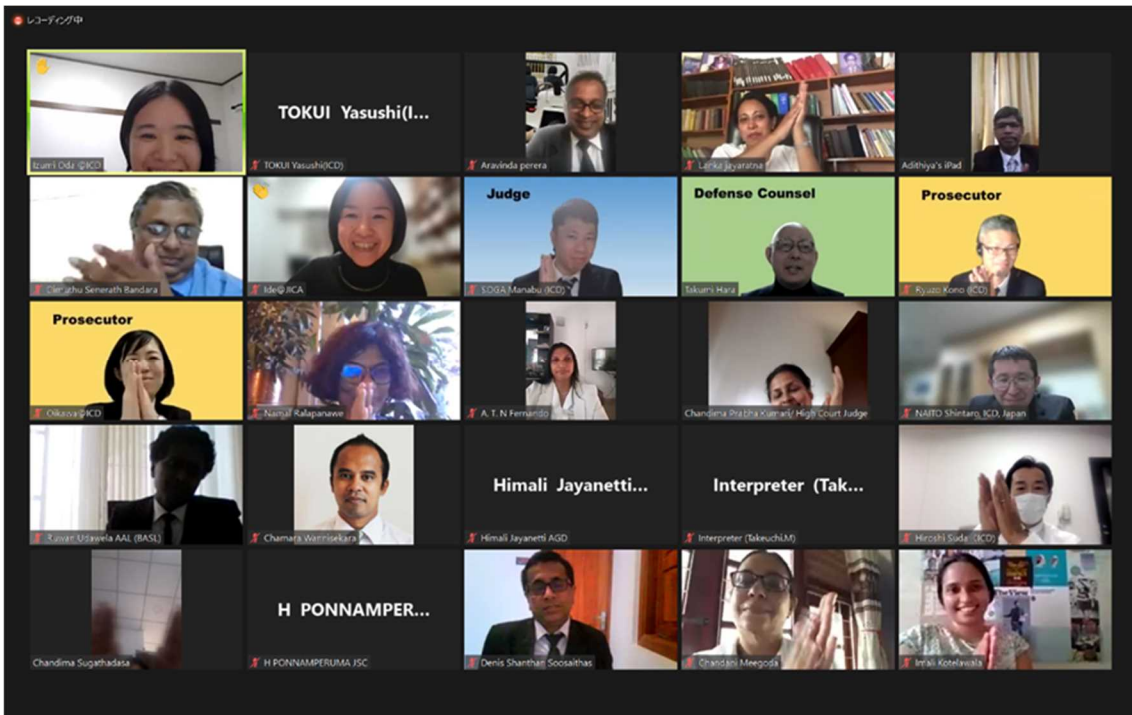
国際協力部では、令和元年度から、スリランカ民主社会主義共和国(以下「スリランカ」といいます。)に対するJICA国別研修の一環として、スリランカ司法省職員、検察官、弁護士、裁判官等を対象に刑事訴訟の遅延解消をテーマとした研修等を実施しているところ、令和3年12月20日(月)から同月22日(水)までの計3日間、第4回本邦研修をオンラインで実施しました。

今回の研修では、日英米スリランカの下四か国の法曹による講義を実施し、各国における訴追裁量の運用状況、日本における公判前整理手続を含む刑事司法手続の運用及び証拠の評価について知見を共有するとともに、スリランカの法曹三者をパネリストとしてスリランカにおける刑事訴訟遅延の原因分析及び対策をテーマとするパネル・ディスカッションを実施しました。

その中で実施された国際協力部教官による「証拠の評価」に関する講義では、日本の検察官は捜査を行い、慎重に証拠を評価して事実認定を行った上で、起訴不起訴の判断を行っていることなどを説明しました。スリランカでは、検察官が捜査の初期段階において積極的に警察に補充捜査を指示することや、被疑者、被害者の取調べ等を自ら行うことはないため、日本と同様に検察官が警察による捜査に早期に関与すれば捜査段階から公判を見すえた証拠収集を行うことができ、訴訟遅延解消に資するのはでないかという観点から、その後のディスカッション等において、警察と検察の関係について活発な議論がなされました。

この1年で3回の本邦研修を実施し、回数を重ねるごとにスリランカの関係者の皆さんとの信頼関係が深まってきていることを実感しています。

新型コロナウイルス感染症の状況に留意しながら、来年度は、スリランカでの現地調査等を行い、更に充実した研修の提供を目指していきます。



【記念撮影の様子】